



除雪をスムーズに進めるために

皆さんが利用する道路を少し
除雪作業を素早く安全に行う

でも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。
ため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



毎年、町には除雪に関する多くの声が寄せられています。その代表的な質問と要望について回答します。

Q 除雪車の出動基準は？

A ※町道の場合

①積雪が10cmを超え、さらに降雪が見込まれる場合
※車道の除雪と合わせて主要通学路などの歩道やコミセン、学校などの除雪を一齐に行います。

②圧雪などで、交通事故や交通障害が発生する恐れがある場合

③強風などで、路面の吹きだまりが著しい場合

④融雪などで、道路のわだちが著しい場合

⑤道路パトロール等により、除雪が必要と判断した場合
※夜間に降った雪は通勤・通学に支障のないよう、午前7時頃までには完了する体制としています。

Q 雪が降っていても除雪車が出動しない場合があるのはなぜ？

A ①雪が降り続けている場合は、通勤・通学などの交通ラッシュ時を避けるため

Q 除雪車が来るのが遅い

A ①一台の除雪車が除雪を完了するまでに6～8時間程度の時間がかかりますので、地域によっては除雪が遅れる場合があります。

Q 公園(街区公園)に雪を捨てたい

A 住宅地内にある公園(街区公園)に雪を捨てることができます。

ただし、次の2つのルールを守ってください。
①雪捨ては、ママさんダンブやスコップのみで行ってください。

※ショベルローダーやトラックでの排雪は、町指定の雪捨て場に運搬し捨ててください。
②歩道まで雪をはみ出して捨てないでください。

【注意！】

街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、公園への雪捨てを禁止している場合がありますので、お住まいの公区の公区長にご確認ください。

Q なぜ除雪車は家の前に雪を置いて行くの？

②時間がかかる団地内の除雪を1回の出動で効率良く済ませ、除雪後の道路に雪を残さないように作業を完了させるため
③安全性の確保が困難なため
④日中の気温がプラスで、翌日以降もプラスの気温で雪が融けることが見込まれるため

A 道路の雪を両側にかき分けて除雪を行うので、道路の両側にはどうしても寄せ雪が残ってしまいます。各住宅の出入口付近の除雪は各家庭の皆さんでお願いします。

また、住宅地の道路には、歩道のように見える部分がありますが、これは、電柱や標識、ガス管などを地下に埋設するスペースとして設けており、冬は堆雪スペースとしても使用しています。

Q 屋根からの落雪を除雪してほしい

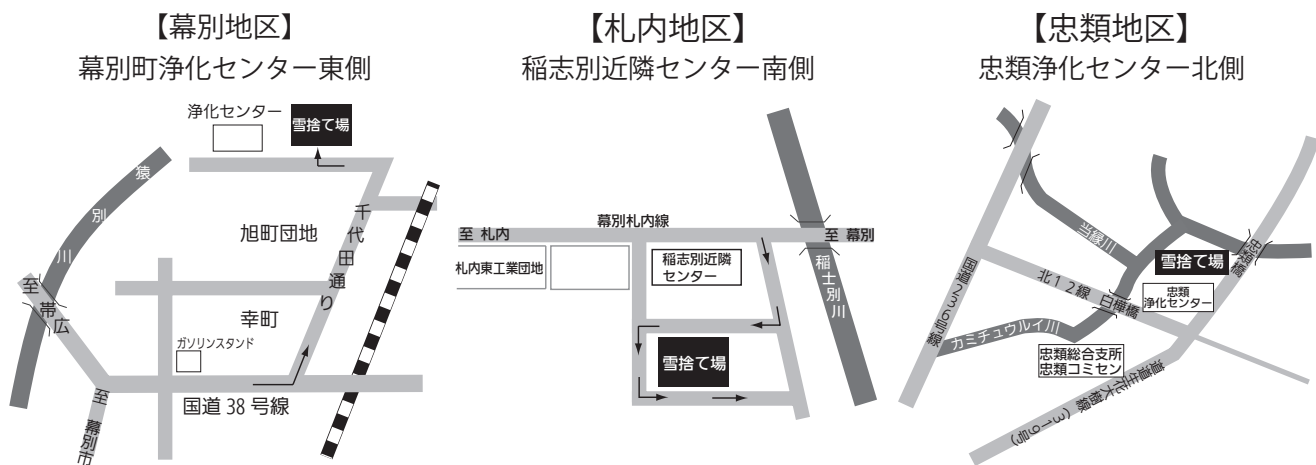
A 路上への落雪は、各家庭で処理をお願いします。

Q 公区を除排雪に関する補助金等はありませんか？

A 「協働のまちづくり支援事業」で、高齢者世帯等の雪かき、公区の雪堆積場確保、除雪機の導入、地域内の除排雪などの公区活動に対する支援を行っております。
詳細は住民生活課(☎54・6602)までお問い合わせください。



雪捨て場のご案内



除雪に関する問い合わせ先

【幕別・札内地域】

- ▶町道: 土木課管理係 (TEL 0155-54-6622)
- ▶道道: 十勝総合振興局帯広建設管理部 (TEL 0155-27-8727)
- ▶国道: 帯広開発建設部帯広道路事務所 (TEL 0155-25-1250)

【忠類地域】

- ▶町道: 忠類総合支所経済建設課建設管理係 (TEL 01558-8-2111)
- ▶道道: 十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 (TEL 01558-6-3141)
※道道幕別大樹線(駒島市街～旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街～更別村界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所にお問い合わせください。
- ▶国道: 帯広開発建設部広尾道路事務所 (TEL 01558-2-3148)

除雪に関するお願い

車道へ雪を出さないでください

路上駐車をしないでください

道路に障害物を置かないでください

車庫前や玄関前の雪処理にご協力ください

除雪車には近付かないでください

深夜や早朝の作業にご理解ください

屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

車道のセンターラインを越えた除雪作業にご注意ください

道路付近の雪山でそり遊び、スキーなどをしないでください

道路への雪捨ては犯罪です

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は「道路交通法第76条3項」、「道路法第43条2号」に違反し、懲役や罰金に処せられる犯罪です。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係(54-6622)に連絡してください。

